

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新 旧 対 照 表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>1 時決定 標準報酬月額の時決定に際し、健康保険法第四四条第一項又は厚生年金保険法第二四条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四一条第一項又は厚生年金保険法第二一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬(健康保険法第三条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三条第一項第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬)以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p><u>(4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間</u>に二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 時決定 標準報酬月額の時決定に際し、健康保険法第四四条第一項又は厚生年金保険法第二四条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四一条第一項又は厚生年金保険法第二一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬(健康保険法第三条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三条第一項第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬)以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>2 (略)</p>